

# 議案説明資料

## 【目次】

・ **議案第39号**

喜須来小学校校舎長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結について・・・・・・・・p.1

・ **議案第40号**

八幡浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・p.8



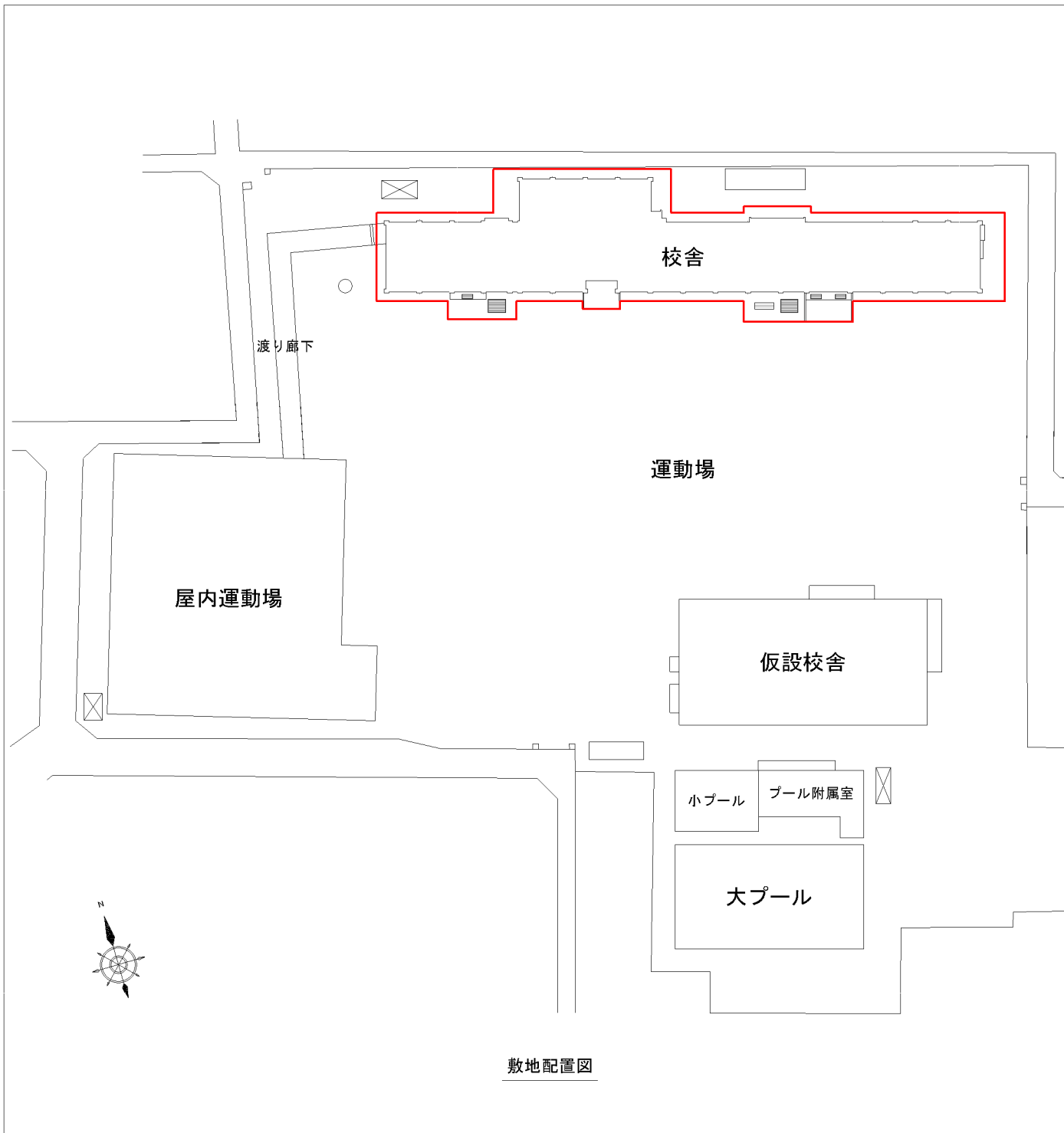
件名	喜須来小学校校舎長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結について
担当課	総務企画部 財政課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号</li> <li>・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 2 条</li> </ul>

## 【概要】

1. 工事番号 04 国補学建委第 2 号-1
2. 工事名称 喜須来小学校校舎長寿命化改良建築主体工事
3. 工事期間 令和 4 年 6 月 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日
4. 予定価格 636,491,900 円（内消費税等 57,862,900 円）
5. 請負金額 604,450,000 円（内消費税等 54,950,000 円）
6. 請負業者 堀田建設株式会社
7. 施工場所 八幡浜市保内町喜木
8. 工事概要 喜須来小学校校舎長寿命化改良工事のうち、建築主体工事を実施する。  
 （構造規模）鉄筋コンクリート造 3 階建 延べ面積 2,476.25m<sup>2</sup>  
 （工事内容）長寿命化改良工事（建築主体工事）  
 屋上防水改修、外部・内部アスベスト除去、外壁塗装、内外建具改修、内装改修（床・壁・天井）、便所改修、家具改修、防火シャッター改修、昇降場スロープ設置
9. 全体工事（参考）
 

（建築主体工事）	堀田建設(株)	604,450,000 円
（電気設備工事）	〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（別途発注）
（機械設備工事）	〇〇〇〇〇	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（別途発注）
（仮設校舎賃貸借）	大和リース(株)	91,300,000 円（3/18 開札）
計		〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円



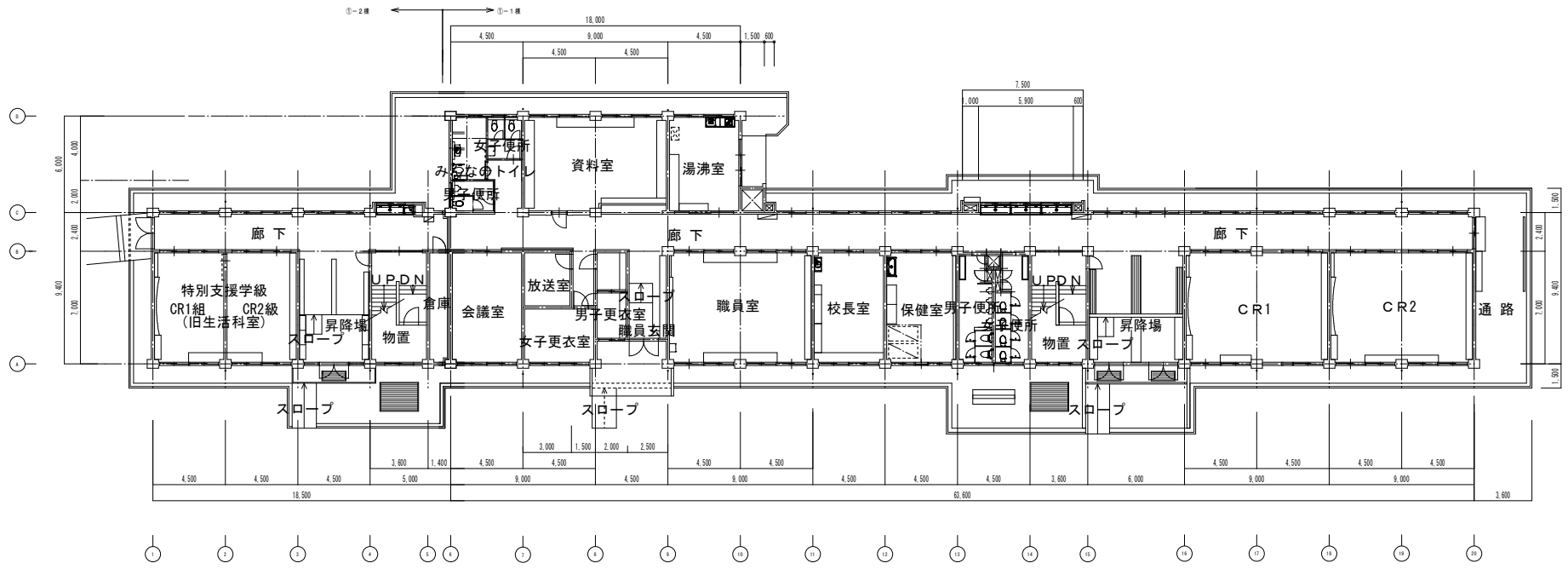


敷地配置図



付近見取図

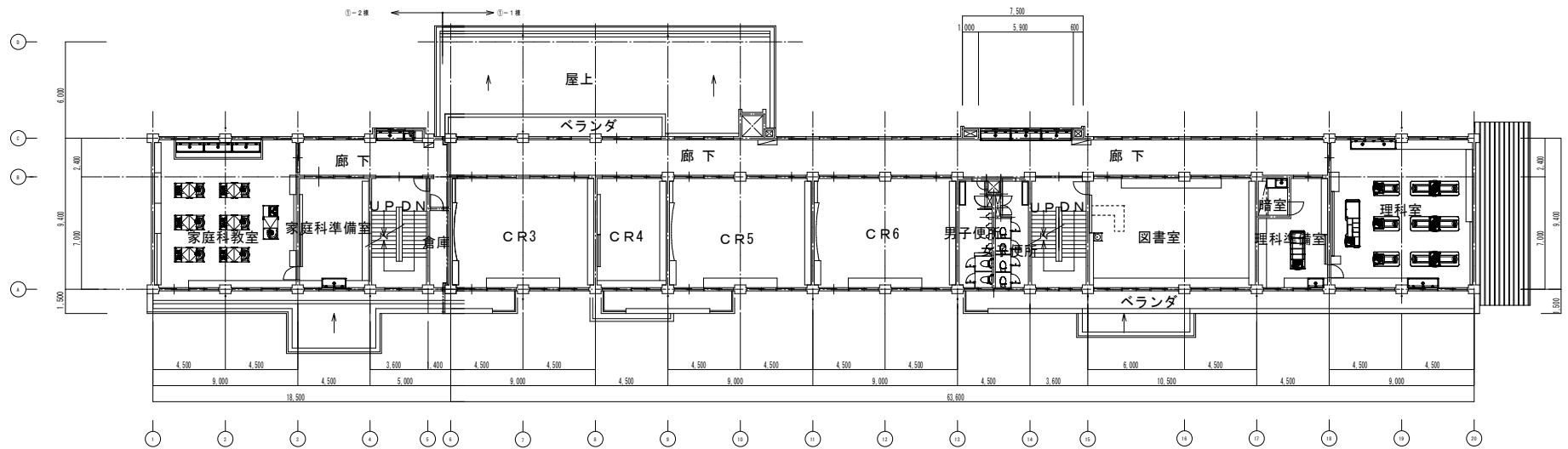
喜須来小学校校長寿命強化員事業実施設計			
Figure	配置図	Date	
Scale		Drawing	
Sheet No.		Total	



1階平面図 S=1/200



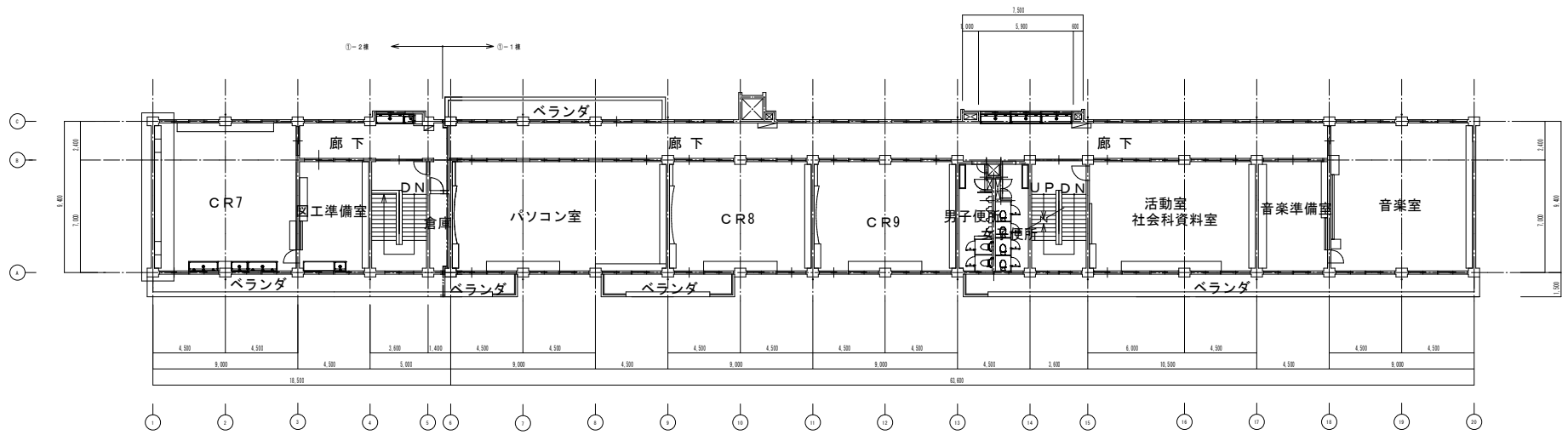
八幡浜市立暮須来小学校校舎・体育館長寿命化改良事業実施設計(校舎)			
File No.	1階平面図	Date	21.09.21
Sheet No.	A-08	Scale	1:200
二宮一平建築設計事務所		No. 11000000000000000000	



2階平面図 S=1/200



八幡浜市立暮須来小学校校舎・体育館長寿命化改良事業実施設計(校舎)			
File No.	2階平面図	Date	21.09.21
Sheet No.	A-09	Scale	1:200
二宮一平建築設計事務所		〒790-0001 愛媛県八幡浜市本町1-1-1	

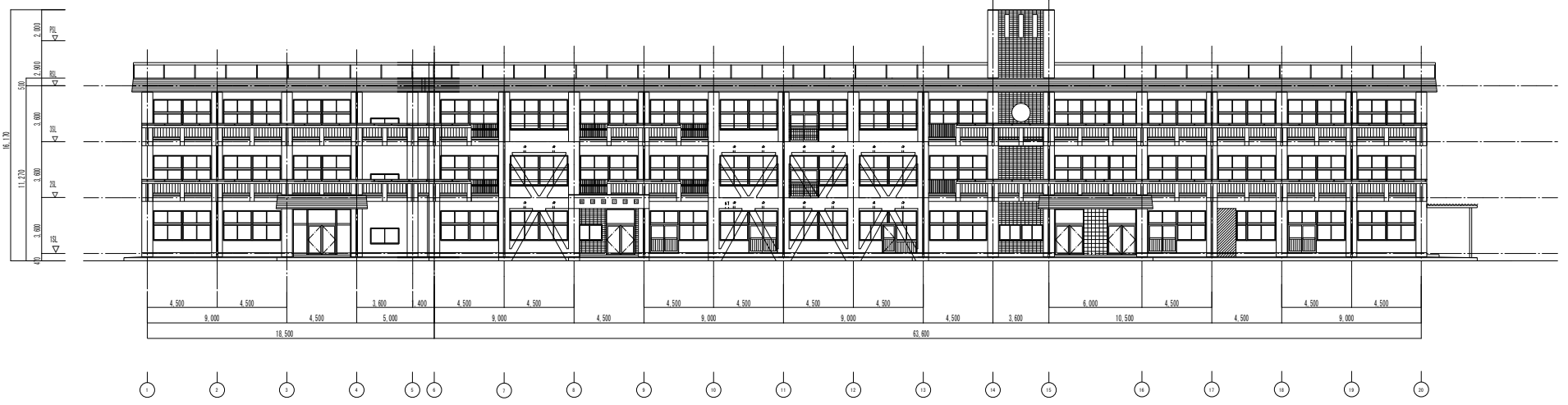


3階平面図 S=1/200

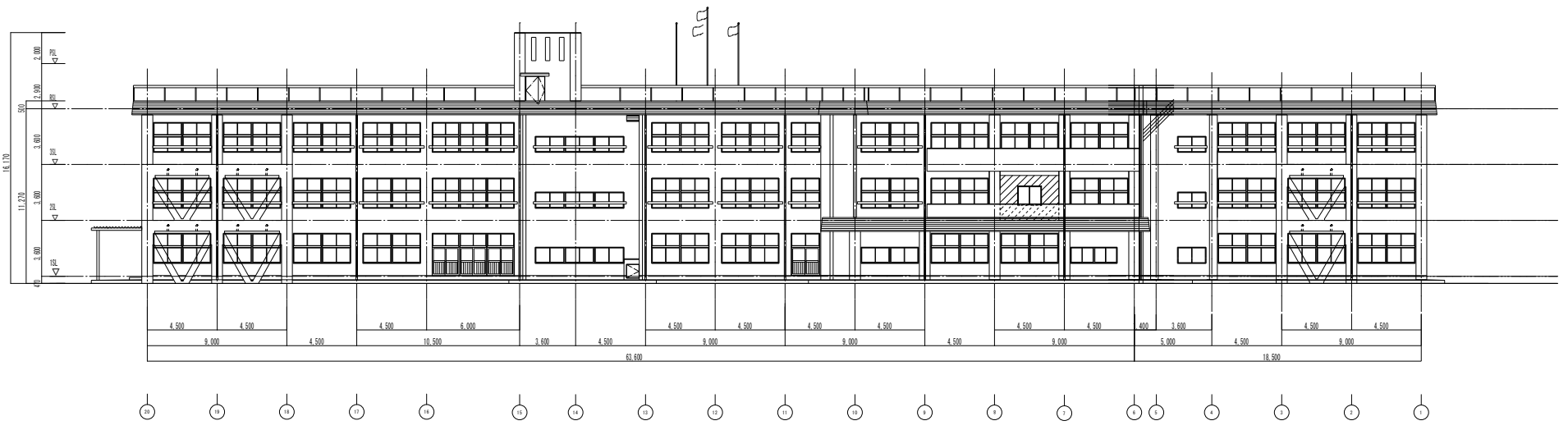


八幡浜市立暮須来小学校校舎・体育館長寿命化改良事業実施設計（校舎）			
Project	3階平面図	Date	21.09.21
Sheet No.	A-10	Scale	1:200
二宮一平建築設計事務所		No. 11111111111111111111	





南側立面圖 S=1/200



北側立面圖 S=1/200

八幡浜市立喜須来小学校校舎・体育館長寿命化改良事業実施設計（校舎）			
Title	南北立面圖	Date	2011/04
Sheet No.	A-12	Scale	1:200
二宮一平建築設計事務所		No. 111104	

件名	八幡浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	市民福祉部 子育て支援課
根拠法令等	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）
施行日	公布の日

## 1 改正の趣旨

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の概要

子育てのための施設等利用給付制度では、これまで、特定子ども・子育て支援提供者（以下「提供者」という。）が、**法定代理受領**により施設等利用費の支払を受ける場合には、施設等利用給付認定保護者と市町村に対して、特定子ども・子育て支援提供証明書（以下「**提供証明書**」という。）の交付を義務付けていたが、幼稚園（新制度未移行）、認定こども園（国立・公立大学法人立）、特別支援学校幼稚部及び**預かり保育事業**については、提供者及び市町村の事務負担軽減のため、**提供証明書**の交付を不要とするもの。

### 【用語説明】

#### ● 子育てのための施設等利用給付

《対象施設等》

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、**預かり保育事業**、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等

《**預かり保育事業**》

幼稚園等が、教育時間の前後又は長期休業日等に、在園児を一時的に預かる事業

《支給要件(**預かり保育事業**等)》

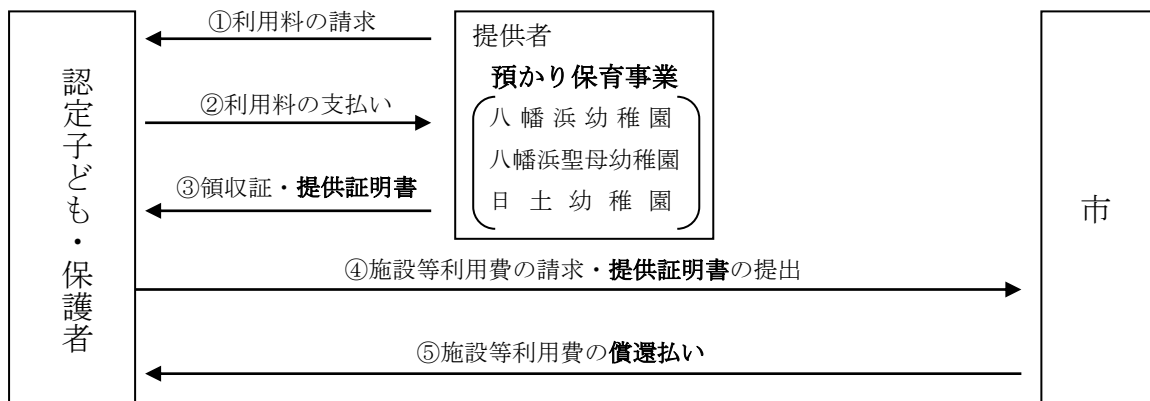
- ・3～5歳：保育の必要性がある子ども
- ・0～2歳：住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子ども

#### ● 法定代理受領

施設等利用費の支払は、市町村が保護者に対して行うもの（償還払い①～⑤）を基本としているが、保護者に代わって施設による受領（**法定代理受領**④～⑤）についても認めている。

《本市での利用イメージ》

#### ・償還払い



・法定代理受領

